

医療経営セミナー 講演要旨

マイナンバー制度と医療機関の対応

十一月十五日に開催したセミナーの講演要旨を二号に渡って紹介します。今回はマイナンバー制度への対応についてです。(文責・編集部)



税理士法人アズール 公認会計士・税理士

長谷川 敏也 氏

出演料、不動産使用料などがあります。マイナンバーの収集対象者としては、従業員(非常勤医師、パート・アルバイト等を含む)とその扶養家族、報酬や謝礼等の支払先となります。

マイナンバーが記載された書類は鍵がかかる棚や引き出しに保管するようにしましょう。無理にパソコンを購入する必要はありません。

また、退職などでマイナンバーが必要なくなった場合は、番号の記載された書類をこまかく裁断して処分して下さい。

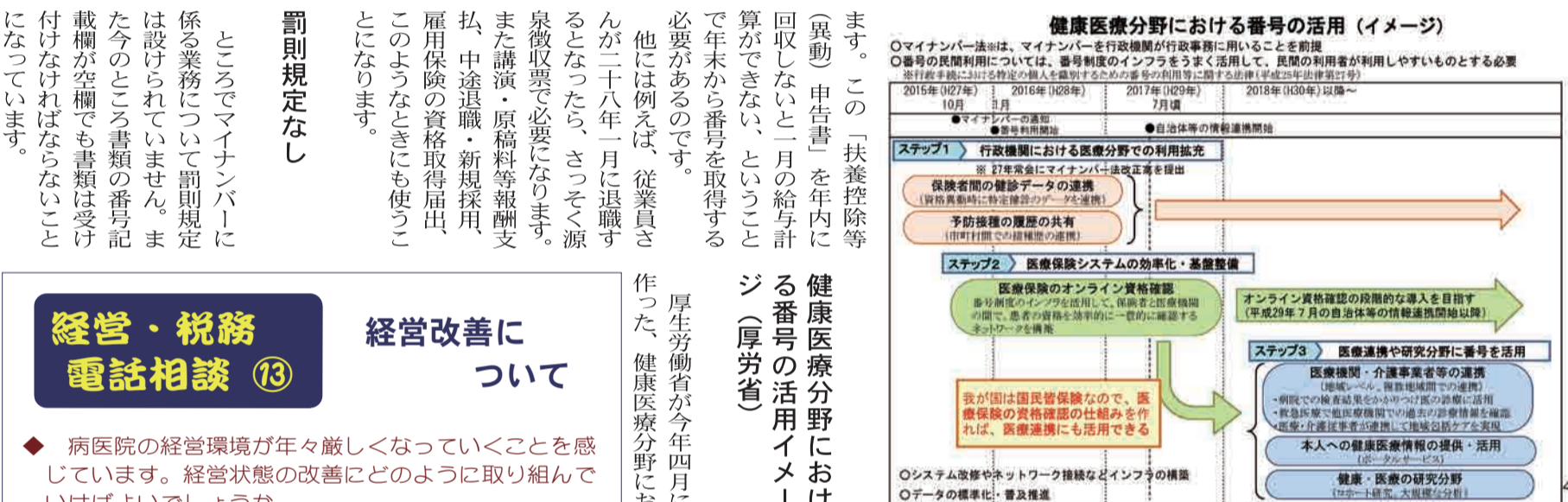
また、退職などでマイナンバーが必要なくなった場合は、番号の記載された書類をこまかく裁断して処分して下さい。

また、退職などでマイナンバーが必要なくなった場合は、番号の記載された書類をこまかく裁断して処分して下さい。

また、退職などでマイナンバーが必要なくなった場合は、番号の記載された書類をこまかく裁断して処分して下さい。

また、退職などでマイナンバーが必要なくなった場合は、番号の記載された書類をこまかく裁断して処分して下さい。

また、退職などでマイナンバーが必要なくなった場合は、番号の記載された書類をこまかく裁断して処分して下さい。



ける番号の活用イメージという図があります。まず、ステップ1として、「行政機関における医療分野での利用拡充」とあり、特定健診のデータの連携、予防接種の履歴の共有、と なっています。この二つは安保健法の陰に隠れて今年十月に成立しました。

次にステップ2「医療保険システムの効率化・基盤整備」。医療保険のオンライン資格確認は番号制度のインフラを活用して、保険者と医療機関の間で、患者の資格を効率的に一意に確認するネットワークを構築してまいります。

最後に、マイナンバーについてはいろいろな批判がありますが、二つでは番号は二つでは足りない。罰則規定もないのだから。もともと誰のための制度なのか疑問だが、徴税強化と国民監視のための情報収集システムというのがピタリである。協力したくないというのが正直なところ。われわれ国民にとってメリットはなく、あるのは遺失や情報漏えい等リスクのみだ。二日前にも「日本のカード情報、サイトで不正売買」との記事が出た。クレジットカードなら番号を変えることもできるが、これは多分してくれないだろう。使わないのが一番だ。

「医療機関・介護事業者等の連携」として、病院での検査結果をかりつけ医の診療に活用、救急医療で過去の診療情報を活用する等となっています。その他、健康・医療の健康分野に番号を活用してまいります。

密なセキュリティが必要で、マイナンバーのようにいろいろな情報とつながった番号ではなくて、独立した番号とするべきだと思っています。

経営・税務 電話相談 13

経営改善について

病医院の経営環境が年々厳しくなっていくと感じています。経営状態の改善にどのように取り組んでいけばよいでしょうか。

(橋本) 経営状態を改善するには、いかに利益を拡大していくかということになります。利益を拡大するためには「収益の増加」か「費用の削減」のどちらかしかない。

①収益の増加を図る
収益の増加には1日あたりの延べ患者数を増やす必要があります。そのためには、患者の満足度・信頼度を高め、そのクリニックが患者にとって必要不可欠の存在として認識される必要があります。また、他の病医院と連携し、紹介の促進を行うことによって新しい患者の獲得を目指します。

②費用の削減を図る
病医院の費用において削減できるものとしては、人件費や物に係る費用が考えられます。人件費は、外部に業務委託をしてコストダウンを図る方法と、現状の業務内容を見直して作業効率を上げる方法等があります。職員については、業務を定期的に分析し効率の良い方法に改善し、現状よりも少ない人員で済むようにしていきます。

●協会では顧問弁護士・顧問税理士による「無料個別相談」を行っています。事務局が双方の都合の良い日時を調整します。ご希望の方は遠慮なくお電話ください。

回答者
協会顧問税理士
橋本 邁